策分析官一人、災害対策専門官一人及び流域保全治山対策専門官一人を置き、四国森林管理局の計画保全部計画課に計画調整官二人、企画官一人及び森林施業調整官一人を、同部保全課に測定技術指導官一人及び鑑定官一人を、同部治山課に設計指導官一人、災害対策分析官一人及び流域保全治山対策専門官一人を置き、九州森林管理局の計画保全部計画課に計画調整官二人、企画官一人及び森林施業調整官一人を、同部保全課に測定技術指導官一人及び鑑定官一人を、同部治山課に設計指導官二人、災害対策分析官一人、災害対策専門官二人及び流域保全治山対策専門官一人を置く。

2～10　（略）

（水産物貿易対策室並びに水産加工専門官、水産加工雇用・労働専門官、水産流通指導官、漁獲証明専門官、水産物貿易交渉官、水産物輸出促進専門官及び輸出証明指導官）

第五百三十四条　加工流通課に、水産物貿易対策室並びに水産加工専門官、水産加工雇用・労働専門官、水産流通指導官、漁獲証明専門官、水産物貿易交渉官、水産物輸出促進専門官及び輸出証明指導官それぞれ一人を置く。

2・3　（略）

4　水産加工専門官は、水産加工業に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務（水産加工雇用・労働専門官の所掌に属するものを除く。）を行う。

5　水産加工雇用・労働専門官は、水産加工業における雇用の状況及び人材の確保のための取組の実施状況に関する情報の収集及び分析並びに就労を目的とする外国人の受入れに関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

6～10　（略）

策分析官一人、災害対策専門官一人及び流域保全治山対策専門官一人を置き、四国森林管理局の計画保全部計画課に計画調整官一人、企画官一人及び森林施業調整官一人を、同部保全課に測定技術指導官一人及び鑑定官一人を、同部治山課に設計指導官一人、災害対策分析官一人及び流域保全治山対策専門官一人を置き、九州森林管理局の計画保全部計画課に計画調整官一人、企画官一人及び森林施業調整官一人を、同部保全課に測定技術指導官一人及び鑑定官一人を、同部治山課に設計指導官二人、災害対策分析官一人、災害対策専門官二人及び流域保全治山対策専門官一人を置く。

2～10　（略）

（水産物貿易対策室並びに水産加工専門官、水産流通指導官、漁獲証明専門官、水産物貿易交渉官、水産物輸出促進専門官及び輸出証明指導官）

第五百三十四条　加工流通課に、水産物貿易対策室並びに水産加工専門官、水産流通指導官、漁獲証明専門官、水産物貿易交渉官、水産物輸出促進専門官及び輸出証明指導官それぞれ一人を置く。

2・3　（略）

4　水産加工専門官は、水産加工業に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

（新設）

5～9　（略）

（資源管理推進室及び沿岸・遊漁室並びに資源管理指導官、漁業調整官、首席漁業調整官、漁業復興推進官、操業指導調整官、国際漁業管理官、漁場管理対策官及び釣人専門官及び特定水産動植物対策官）

第五百三十七条　管理調整課に、資源管理推進室及び沿岸・遊漁室並びに資源管理指導官三人、漁業調整官六人、首席漁業調整官一人、漁業復興推進官一人、操業指導調整官二人、国際漁業管理官一人、漁場管理対策官一人、釣人専門官一人及び特定水産動植物対策官一人を置く。

2～13　（略）

14　特定水産動植物対策官は、特定水産動植物（なまこ及びあわび並びにうなぎの稚魚をいう。）の密漁の防止に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

（捕鯨室、かつお・まぐろ漁業室及び海外漁業協力室並びに漁業交渉官、国際専門官、国際訟務官、捕鯨情報企画官、捕鯨調整官、かつお・まぐろ漁業企画官、海外まぐろ・かじき情報調整官及びまぐろ資源検査官）

第五百三十八条　国際課に、捕鯨室、かつお・まぐろ漁業室及び海外漁業協力室並びに漁業交渉官二人、国際専門官五人、国際訟務官一人、捕鯨情報企画官一人、捕鯨調整官一人、かつお・まぐろ漁業企画官一人、海外まぐろ・かじき情報調整官一人及びまぐろ資源検査官五人を置く。

2～11　（略）

12　捕鯨調整官は、商業捕鯨に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

13～15　（略）

（北海道漁業調整事務所に置く課等）

第五百五十条　北海道漁業調整事務所に、次の三課並びに漁業監督指導官十七人及び漁船検査官一人を置く。

総務課
資源課
漁業監督課

（資源管理推進室及び沿岸・遊漁室並びに資源管理指導官、漁業調整官、首席漁業調整官、漁業復興推進官、操業指導調整官、国際漁業管理官、漁場管理対策官及び釣人専門官）

第五百三十七条　管理調整課に、資源管理推進室及び沿岸・遊漁室並びに資源管理指導官三人、漁業調整官六人、首席漁業調整官一人、漁業復興推進官一人、操業指導調整官二人、国際漁業管理官一人、漁場管理対策官一人及び釣人専門官一人を置く。

2～13　（略）

（新設）

（捕鯨室、かつお・まぐろ漁業室及び海外漁業協力室並びに漁業交渉官、国際専門官、国際訟務官、捕鯨情報企画官、かつお・まぐろ漁業企画官、海外まぐろ・かじき情報調整官及びまぐろ資源検査官）

第五百三十八条　国際課に、捕鯨室、かつお・まぐろ漁業室及び海外漁業協力室並びに漁業交渉官二人、国際専門官四人、国際訟務官一人、捕鯨情報企画官一人、かつお・まぐろ漁業企画官一人、海外まぐろ・かじき情報調整官一人及びまぐろ資源検査官五人を置く。

2～11　（略）

（新設）

12～14　（略）

（北海道漁業調整事務所に置く課等）

第五百五十条　北海道漁業調整事務所に、次の三課並びに漁業監督指導官十六人及び漁船検査官一人を置く。

総務課
資源課
漁業監督課